第９章　文化財保存活用区域

1　文化財活用区域の設定について

（1）文化財保存活用区域の目的

「文化財保存活用区域」とは、『文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出するための計画区域』（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」令和５年（2023）３月最終変更、文化庁）として設定するものです。

「文化財保存活用区域」を設定した場合、特に「文化的な空間」が創出され、次のような効果が期待できます。

- 核となる文化財とその文化財を育んだ周辺地域を一体的に整備していくことで、本市の魅力や特徴を形成する歴史文化をより明確にできます。
- 魅力的な空間を創出することが期待でき、文化財に対する住民の知識・意識の向上、及び様々な取組への参加、活動の促進が期待されます。
- まちづくりや地域活性化の資源として、住民、地域団体等の多様な主体による文化財の多面的な活用（観光、交流、地域経済、行事・イベント、まち歩き等）が期待されます。
- 文化財保存活用区域を設定することで、ここを起点としてその他の地域への周遊を促すなど、波及効果が期待されます。

このため、本市においても、「文化財保存活用区域」を設定し、市内全体における取組を先導する区域として設定することとします。

（2）文化財保存活用区域の考え方

第８章　関連文化財群１（２）関連文化財群設定の考え方に準じ、文化財保存活用区域の設定においては以下の点を基準とします。

①文化財保存活用区域設定の基準

- 効果がまちづくりや観光振興、住民の活動に波及すること。
- 本計画期間において、既存事業や市の他部署との連携、住民・地域団体等の参加を含め、限られた人員と予算において実現可能性が高いこと。
- 文化財の保存・活用に関する取組に対して将来の担い手が期待できること。
- 保存・活用の拠点となる関連施設が存在すること。

②区域内の文化財

「文化財保存活用区域」内の文化財は、以下の要件を設けるものとします。

- 一定の価値が把握されているもの。価値の把握は、市が行ったものに限らない。
- 有形のものは存在することが把握されているもの。
- 見学可能であるもの。敷地内に入ることができなくても、外部から見ることができるもの。見学可能な時期・期間があるものを含む。

（3）文化財保存活用区域の設定

「古城（こじょう）・陣内・浜地区」

薩摩街道に沿って、古城、陣内、また河川改修前まで本市の人流・物流の拠点であった浜町に展開します。城跡、街道とそれに付随する石橋、町家などからなります。

（設定理由）

・水俣城址は市の指定史跡かつ都市公園であり、一定の管理が及んでいます。
・構成文化財に文化財指定を受けたものや、未指定であるが一定の評価がされているものが含まれます。
・街道が通じる、堅牢な城郭があるなど本市の特徴がよく表れた区域です。
・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家が拠点として位置づけられます。

（4）文化財保存活用区域の概要と区域内の文化財

「古城・陣内・浜地区」

【概要】

古城のシラス台地から、河川改修前まで中州であった浜町に展開する文化財の集中区域で、古城、陣内、浜町に展開します。区域内の古城はその名のとおり水俣城址があり、薩摩に備える城として中世には東西に長い市域を持つ広大な城、近世には幾重にも石垣が取り巻く堅牢な城でした。城には官軍墓地など西南戦争関連の史跡もあります。

水俣城址の東側を通過する薩摩街道は、城の南側を西に進み、陣内の町を通過しています。陣内は政治の中枢でもあり、街道を行く人の宿場でもありました。河口部にある浜町は、戦国時代から「町」として絵図に書かれています。商人町として発展し、ここに根差した徳富家も、廻船業などで富を得ており、その居宅は「町家」です。町場であった浜町の特徴がよく表れています。

表 32　文化財保存活用区域内の文化財

所在地（区）	名称	時代	分類	指定等	番号
-	薩摩街道	近世	記念物（遺跡）	未指定	1
古城	陣内（じんない）阿蘇神社	近世	有形（建造物）	〃	2
〃	水俣城址	中・近世	記念物（史跡）	市指定	3
〃	薩軍慰霊碑	現代	有形（建造物）	未指定	4
〃	陣内官軍墓地	近代	記念物（史跡）	県指定	5
〃	深水宗方旧里ノ碑（ふかみそうほうきゅうり）	近代	有形（建造物）	未指定	6
〃	加藤神社	近代	有形（建造物）	〃	7
陣内	新町（しんまち）の石橋	近世	有形（建造物）	〃	8
〃	水神さん	近世	有形（美工・彫刻）	〃	9
〃	水俣市立蘇峰記念館	近代	有形（建造物）	国登録	10
水俣市資料	蘇峰記念館資料	近現代	有形（美工・歴史資料）	未指定	11
浜町	浜学校跡	近世	その他	〃	12
水俣市資料	蘇峰資料（図書館）	近世	有形（美工・歴史資料）	〃	13
浜町	徳富蘇峰・蘆花生家	近世	記念物（史跡）	県指定	14
〃	薩摩部屋	近世	有形（建造物）	市指定	15

所在地（区）	名称	時代	分類	指定等	番号
〃	親鸞直筆名号	近世	有形（美工・書跡）	市指定	16
〃	蘆花公園	現代	その他	未指定	17
〃	永代橋跡	近代	その他	〃	18
牧ノ内（まきのうち）	徳富家墓地	近世	記念物（史跡）	〃	19
浜町	婦人会館	近代	有形（建造物）	〃	20
わらび野	高群逸枝の墓	現代	その他	〃	21
〃	淵上毛錢の墓	現代	その他	〃	22

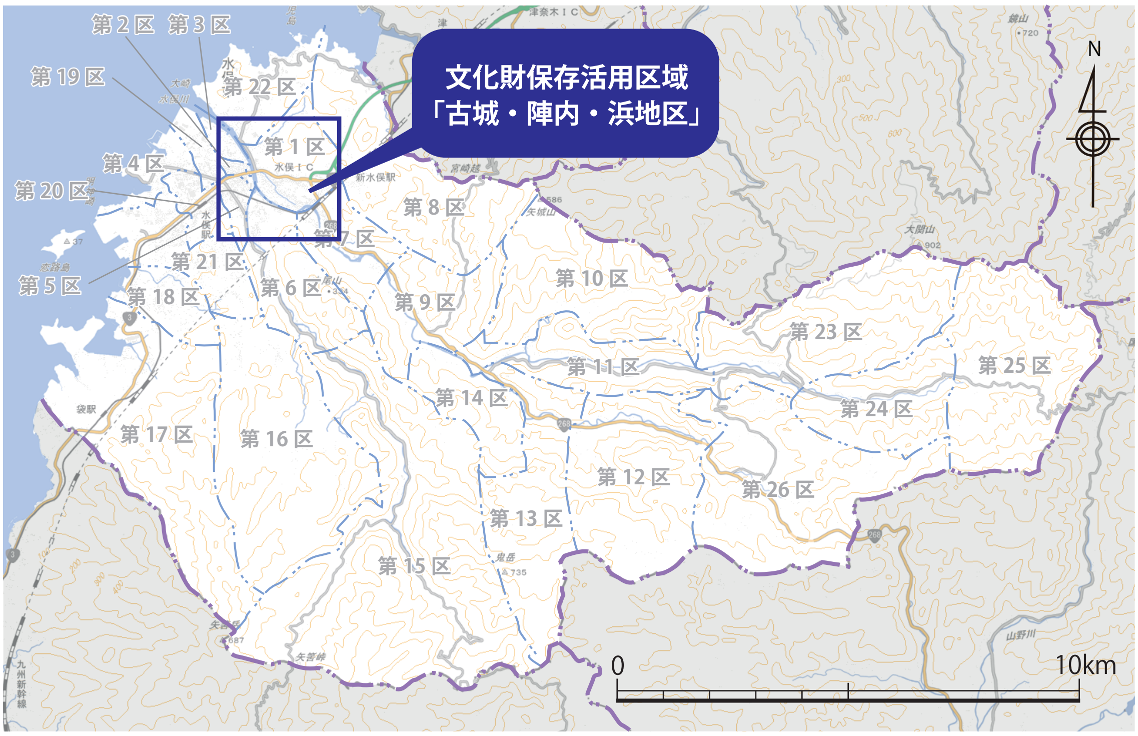

図 29　文化財保存活用区域の位置

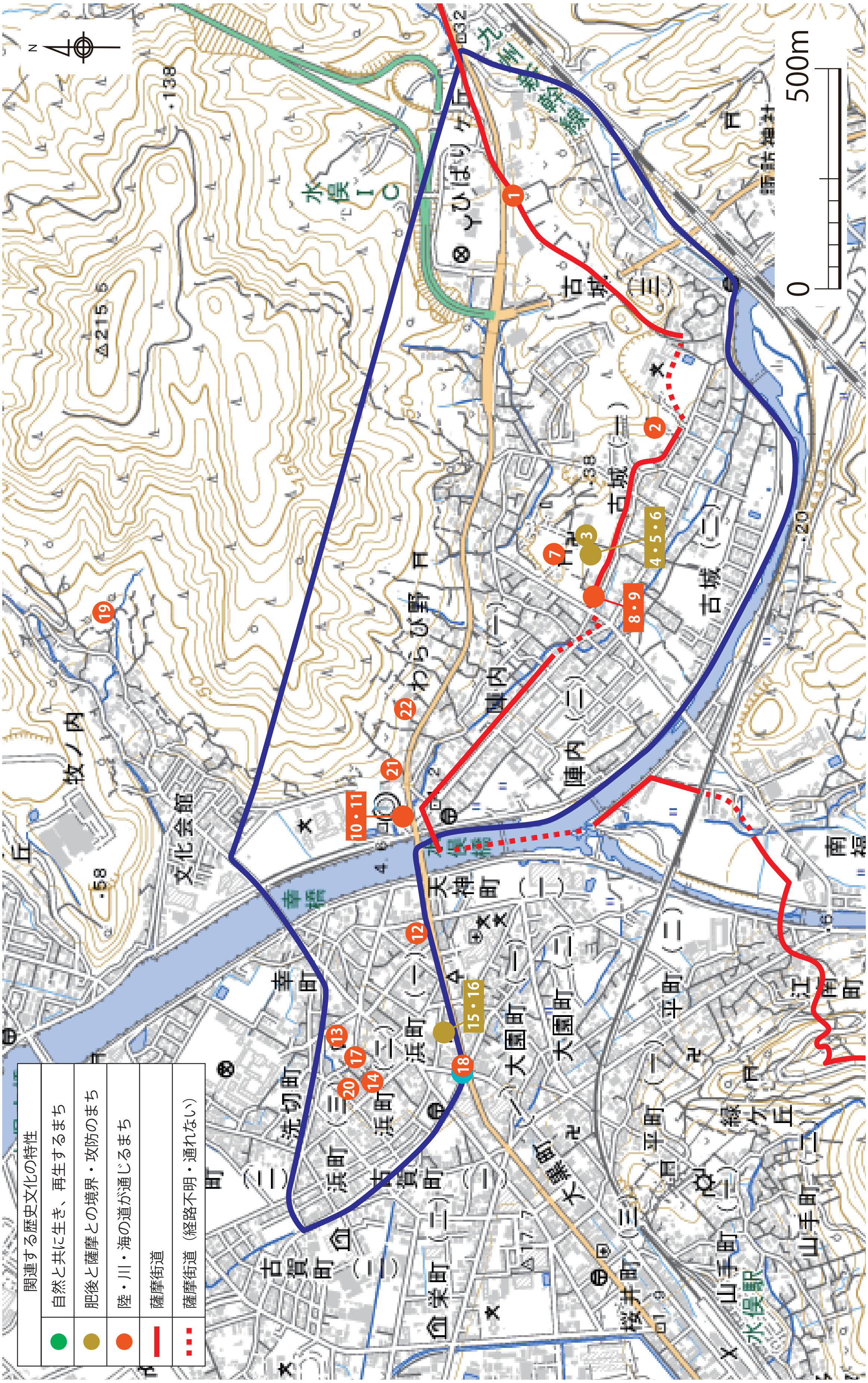

図 30　文化財保存活用区域「古城・陣内・浜地区」の主な文化財

2　文化財保存活用区域の保存・活用に関する現状と課題・方針

文化財保存活用区域の現状と課題、今後の保存・活用の方針について記載します。

（現状と課題）

- 水俣城址のパンフレット、陣内官軍墓地が掲載された西南戦争のパンフレットなど個別のものはありますが、文化財保存活用区域としての周知は行われていないため、今後行っていく必要があります。
- 区域内は陳内阿蘇神社などがありますが、神社内の構造物、神社で行われる祭礼・伝統行事など、把握調査が進んでいません。調査が必要です。
- 指定等文化財は現状把握が行われていないため、保存状況が不明で適切な管理や保存処理が行われていない可能性があります。
- 区域内の文化財は、看板や標柱が設置されているものは限られます。そのため場所に関する問合せも多く寄せられます。看板の老朽化も進行しています。見学のための施設や整備も不足しているため、計画的に整備していくことが必要です。陣内官軍墓地は、見学ルートが損壊しており、アクセスが難しくなっており復旧が必要です。
- 近年、豪雨による被害が発生していますが、災害等に備えた文化財の記録が採られていません。
- 区域内の文化財をつないだ見学ルートの設定は、行われていません。イベントやまち歩きなどに活用できるよう設定が必要です。

水俣城址

- 価値を明らかにする調査が行われていましたが、中断しています。調査を行い、価値にあった保存・活用を図る必要があります。
- 日常管理は所有者である市が行っていますが、見学に適した環境は保たれていません。地域の方の力を取り込む制度が必要です。
- シラス台地上にあり度々崩落が発生しているため、災害に備えた保存・養生工事が必要です。
- 調査によって把握された価値を目に見える形にし、わかりやすく伝える必要があります。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家

- 老朽化が進み維持管理費がかさみつつあります。より多くの人が訪れ、地域に貢献する施設となる活用法、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を作成し、これに基づき工事等を行っていく必要があります。

薩摩街道

- 薩摩街道は、道路としての役割が失われ、荒廃しつつありますが、保存方針が定められていないため、これまでのところ、保存のため必要な工事は行われていません。
- この区域内にある薩摩街道の一部は、シラス台地上にあるため、特に崩落が懸念されます。民家に迫る範囲もあるため、保存工事などの対策が必要です。

（方針）
・パンフレットを作成します。**【措置番号３－１】**
・把握調査を行います。**【措置番号１－１】**
・指定等文化財の定期的な現状把握と、適切な管理、保存処理を行います。**【措置番号２－２】**
・災害等に備え、文化財の記録を作成します。**【措置番号２－９】**
・老朽化した看板等の更新含め、文化財にアクセスしやすい看板を新規に設置し、便益施設を計画的に整備します。陣内官軍墓地は、見学ルート復旧を行います。**【措置番号３－６】**
・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家を拠点とし、薩摩街道を区域を結ぶツールに位置付けて、区域内の文化財を結んだ周遊ルートを設定します。**【措置番号３－７】**

水俣城址
・水俣城址は、より価値を明らかにする調査を行います。**【措置番号１－２】**
・水俣城址の日常管理を市だけで行うのは困難であるため、地域の方の力を取り込む制度が必要です。まずは、地域に向け文化財の所在を周知していきます。**【措置番号２－２】**
・シラス台地上にある水俣城址は豪雨による崩落が発生しているため、災害に備えた保存・養生工事を行います。**【措置番号２－12】**
・把握された価値を目に見える形にしてわかりやすく伝えます。**【措置番号３－６】**

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家
・より多くの人が訪れ、地域に貢献する施設となる活用法、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を作成し、これに基づき工事等を行います。**【措置番号２－２、２－９、３－７】**

薩摩街道
・薩摩街道は、保存方針を定め、必要な工事を行います。**【措置番号２—６】**
・災害に備え、保存工事を行います。**【措置番号２—12】**

3　文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

文化財保存活用区域の保存・活用のため、下記の事業を実施していきます。なお、これらの取組は「第７章　文化財の保存・活用に関する措置」に示した取組を再整理したものです。

表 33　文化財保存活用区域に関するアクションプラン

関連する第７章の措置番号	事業の内容	主体：市	主体：地域	主体：所有者等	市担当課	事業期間：前	事業期間：中	事業期間：後	次期
３－１	文化財保存活用区域に関するパンフレット作成	◎			教育課 地域振興課 観光戦略課	→			
１－１	文化財保存活用区域内の文化財の把握調査	◎			教育課	→	→	→	
１－２	価値を明らかにする調査（水俣城址）	◎					→	→	
２－２	**適切な保存対策** ・定期的な現状把握・管理	◎		○	教育課	→	→	→	→
	・指定文化財の保存処理などの実施	◎		○					→
	・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事 ・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事	◎				→	→	→	
２－４	**保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保** ・地域への文化財の所在の周知	◎	○	○	教育課		→	→	
	・管理のアドプト制度導入（市が管理する指定文化財）								→
	・文化財の見守り体制の構築	◎	○	○					→
２－６	**未指定文化財の保存方針の策定** ・薩摩街道の保存方針の検討	◎			教育課 土木課	→	→	→	
	・薩摩街道の保存工事などの実施								→
２－９	**事前対策の推進** ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成（水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家） ・上記に基づく対策工事などの実施	◎			教育課		→	→	
	・文化財の記録（規模・形状・特徴など）					→			
２－12	**文化財の災害対策** ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新	◎		○	教育課 危機管理 防災課	→	→	→	→
	・保存・養生工事の実施（水俣城址）					→	→		
	・保存・養生工事の実施（薩摩街道）						→	→	→
３－６	**文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備** ・看板などの更新、新規設置	◎			教育課		→	→	→
	・文化財の整備、便益施設などの整備（水俣城址、陣内官軍墓地）				教育課 都市計画課	→	→		
	・文化財の整備、便益施設などの整備（その他）				教育課				→
３－７	**文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用** ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施	◎			教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課	→	→	→	→
	・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画に基づく整備	◎			教育課	→	→	→	

◎中心となって取り組む　○協力して取り組む